

整商連・日整連

終身医療保障制度⁺ (プラス)

手術給付特約・生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・Ⅱ型〉・死亡保険金不担保特約
(入院保障保険(終身型 09)用)付入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉

保障内容・保険金額・保険料・保険期間等がお客さまご自身の意向
に沿った内容となっているか必ずご確認のうえお申込みください。



取扱窓口



日本自動車整備商工組合連合会

〒106-6117 東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー17F
TEL 03-3405-6125(代) FAX 03-3478-3943
<http://www.jasca.or.jp>

(集团名)

財団法人 全国中小企業共済財団

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12
TEL 03-3264-1511(代) FAX 03-3239-1978
<http://www.zenkyosai.or.jp>

引受保険会社：アクサ生命保険株式会社

終身医療保障制度^{（プラス）}



〈特長〉

- 1 **一生涯の入院保障!**
病気もケガも生活習慣病も
一生涯の入院保障です。
- 2 **日帰り入院からの保障!**
短期の入院でもしっかり保障。

保障内容 入院給付金日額5,000円 **重要**

基本契約

主契約

所定のガンで1日以上入院されたとき

ガン入院給付金

日帰り入院（1日目）から保障
1入院・通算ともお支払限度はありません

初日から1日につき

5,000円

所定のガン以外の病気・ケガで1日以上入院されたとき

疾病・災害入院給付金

日帰り入院（1日目）から保障
1回の入院につき60日 通算1,095日分限度

初日から1日につき

5,000円

所定の生活習慣病で1日以上入院されたとき 生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・II型〉

生活習慣病入院給付金

日帰り入院（1日目）から保障
1回の入院につき120日 通算1,095日限度

初日から1日につき

5,000円

対象となる生活習慣病

1. 悪性新生物（ガン） 2. 糖尿病 3. 高血圧性疾患 4. 心疾患 5. 脳血管疾患

特約

病気・ケガにより所定の手術を受けられたとき

手術給付特約

手術給付金

手術の種類に応じて
手術給付金日額×10・20・40

1回につき

5・10・20万円

一生涯保障

・給付金のお受取りには所定の条件があります。ご契約にあたっては「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」を必ずお読みください。

手術給付特約について

- ・同時に2種類以上の対象となる手術を受けられた場合は、給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ給付金をお支払いいたします。
- *ファイバースコープによる手術などは60日に1回のみのお支払いとなります。
- 屈折矯正手術（近視矯正手術など）および調節異常矯正手術（遠視矯正手術など）についてはお支払いの対象とはなりません。

〈手術給付倍率表〉

対象となる手術（88種類）	手術給付金日額に対する給付倍率
胃切除術、頭蓋内観血手術、子宮広汎全摘除術、悪性新生物根治手術など13種類	40倍
四肢切断術、甲状腺手術、腹膜炎手術、胸郭形成術など45種類	20倍
虫垂切除術、盲腸縫縮術、ヘルニア根本手術など30種類	10倍

申込資格 **重要**

整商連・日整連加盟の各振興会・商工組合の会員事業所に働く経営者および従業員（経営者の家族で業務に従事する方を含む）のうち、契約日現在、正常に勤務している保険年齢^{*}15歳以上65歳までの方で契約することに同意した方とします。

^{*}保険年齢とは、満年齢の月数について6ヵ月までは切り捨て、6ヵ月超は切り上げた1歳上の契約上の年齢です。

保険年齢 (歳)	基本契約 (主契約+特約)	
	男性	女性
15	1,475円	1,455円
16	1,515円	1,490円
17	1,545円	1,530円
18	1,585円	1,580円
19	1,630円	1,625円
20	1,680円	1,675円
21	1,730円	1,720円
22	1,785円	1,775円
23	1,845円	1,835円
24	1,895円	1,890円
25	1,965円	1,945円
26	2,030円	2,005円
27	2,100円	2,055円
28	2,170円	2,105円
29	2,245円	2,160円
30	2,315円	2,220円
31	2,405円	2,275円
32	2,490円	2,340円
33	2,575円	2,410円
34	2,670円	2,470円
35	2,765円	2,550円
36	2,860円	2,620円
37	2,970円	2,700円
38	3,065円	2,785円
39	3,180円	2,875円
40	3,300円	2,970円

保険年齢 (歳)	基本契約 (主契約+特約)	
	男性	女性
41	3,425円	3,065円
42	3,555円	3,170円
43	3,705円	3,270円
44	3,845円	3,380円
45	4,000円	3,510円
46	4,165円	3,625円
47	4,340円	3,760円
48	4,515円	3,900円
49	4,710円	4,045円
50	4,905円	4,200円
51	5,120円	4,350円
52	5,355円	4,515円
53	5,595円	4,685円
54	5,840円	4,855円
55	6,090円	5,040円
56	6,360円	5,230円
57	6,630円	5,435円
58	6,905円	5,650円
59	7,200円	5,880円
60	7,495円	6,105円
61	7,790円	6,360円
62	8,105円	6,615円
63	8,425円	6,890円
64	8,750円	7,170円
65	9,105円	7,470円

※保険年齢とは、契約上の年齢のことで、実際の年齢とは異なります。契約日を基準とし満年齢の1年未満の端数が6ヵ月以内の場合は切り捨て、6ヵ月を超えた場合、1歳切り上げた年齢となります。たとえば、保険年齢40歳とは、39歳6ヵ月を超え、40歳6ヵ月までの方です。
 ※基本契約の保険料には、主契約・手術給付特約・生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・Ⅱ型〉の保険料が含まれています。

告知について **重要**

ご契約に際しては、各被保険者に申込書兼告知書の告知事項欄に記入していただきます。各被保険者について下記告知事項をご確認のうえ(ア～ウの3項目)をお読みのうえ、申込書兼告知書の「いいえ」または「はい」いずれか該当する方を必ず○で囲んでお申込みください。

【被保険者の告知事項】

- ア) 申込日より過去6ヵ月以内に、医師の診察・治療・投薬をうけたことがありますか。
 また、その結果、検査・治療・入院・手術をすすめられたことがありますか。
- イ) 申込日より過去3年以内に病气やけがで、7日間以上の入院をしたこと、または手術をうけたことがありますか。
- ウ) 申込日より過去3年以内に、妊娠・分娩に伴う異常で、入院したり手術をうけたことがありますか。(帝王切開を含みます。)

上記ア)～ウ)のひとつでも「はい」の場合、《告知詳細記入欄》へ詳しくご記入ください。
 告知内容によってはお申込みどおりに契約をお引受けできない場合があります。また、告知義務違反があった場合は給付金のお支払いができなかったり、契約が解除となることがあります。
 ※責任開始期以前に発生した傷害または病气が原因で入院した場合には、各給付金のお支払いの対象となりません。

給付例 入院給付金日額5,000円

肝臓ガンで130日間入院すると…
 (主契約より) **ガン入院給付金 650,000円**
 (5,000円×130日)
 (生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・Ⅱ型〉より)
生活習慣病入院給付金 600,000円
 (5,000円×120日)
給付額 1,250,000円

交通事故で骨折して20日間入院し手術をすると…
 (主契約より) **災害入院給付金 100,000円**
 (5,000円×20日)
 (手術給付特約より)
手術給付金 50,000円
 (観血的骨接合術)
給付額 150,000円

●**保険期間**

保険期間は終身です。

●**保険料払込期間**

保険料払込期間は終身です。

●**保険料の払込方法**

- 保険料は団体扱月払とし、初回保険料は契約日の前月22日に契約者が指定した口座からの振替となります。
- 2回目以降の保険料は3ヵ月毎に口座振替で収納いたします。

●**退職後のお取扱い**

所定の手続により個人扱(口座振替扱)としてご契約を継続することができます。その際は終身医療保障制度プラスは集団扱による割引がなくなるため、保険料が若干高くなります。

●**各給付金の受取人**

法人契約の場合… 契約者
個人契約の場合… 被保険者

●**保険料についての税務上のお取扱い**

①個人事業主

事業主が従業員のために負担した保険料は所得税法基本通達36-31の2に基づき福利厚生費として必要経費となります。事業主が事業主自身のために負担した保険料は所得税76に基づき生命保険控除の対象となり所得税が軽減されます。

②法人企業

企業が役員、従業員のために負担した保険料は法人税法基本通達9-3-5に基づき福利厚生費として損金算入できます。

●**申込締切日と責任開始期・契約日について**

窓口団体	契約日・責任開始期	→ 申込締切日
札幌、函館、帯広、旭川、福島、岩手、青森、山形、秋田、東京、神奈川、茨城、岐阜、富山、京都、兵庫、奈良、広島、島根、岡山、佐賀、熊本、大島	4月1日	→ 12月20日
	7月1日	→ 3月20日
	10月1日	→ 6月20日
	1月1日	→ 9月20日
北見、宮城、新潟、群馬、栃木、山梨、愛知、福井、大阪、滋賀、和歌山、鳥取、山口、徳島、愛媛、福岡、長崎、大分、鹿児島	5月1日	→ 1月20日
	8月1日	→ 4月20日
	11月1日	→ 7月20日
	2月1日	→ 10月20日
室蘭、釧路、長野、埼玉、千葉、静岡、三重、石川、大阪、香川、高知、宮崎、沖縄	6月1日	→ 2月20日
	9月1日	→ 5月20日
	12月1日	→ 8月20日
	3月1日	→ 11月20日

- 申込締切日は契約日の4ヵ月前の20日です。
- 詳しくは窓口団体ご担当者にご確認ください。
- 各窓口団体ごとに締切日と契約日・責任開始期は異なります。

●**手続**

- **申込** / 「契約申込書」に必要事項を記入して、「預金口座振替申込書」を添えて窓口団体にご提出ください。
- **申込受付** / 窓口団体が定める締切日になります。
- **給付金の請求** / 給付金請求事由が発生したときは、速やかに窓口団体へ届け出てください。

●**入院給付金日額について**

- 終身医療保障制度+ (プラス) は主契約入院給付金日額5,000円のみです。なお、アクサ生命引受の他のご契約との通算引受限度によりご契約が制限される場合があります。

	給付金名	お支払事由	お支払金額	お支払限度
主契約	ガン入院給付金	所定のガンにより1日以上入院をされたとき	入院給付金日額×入院日数	1入院…通算とも お支払限度はありません
	疾病入院給付金	疾病(ガン以外)により1日以上入院をされたとき	入院給付金日額×入院日数	1入院… 60日 通算…1,095日分限度
	災害入院給付金	所定の不慮の事故により180日以内に1日以上入院をされたとき	入院給付金日額×入院日数	1入院… 60日 通算…1,095日分限度
手術給付特約	手術給付金	治療を目的として所定の手術を受けられたとき	手術の種類により手術給付金日額(主契約入院給付金日額と同額)の10・20・40倍	一部の手術を除き お支払限度はありません*
生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・II型〉	生活習慣病入院給付金	所定の生活習慣病により、1日以上入院をされたとき	生活習慣病入院給付金日額(主契約入院給付金日額と同額)×入院日数	1入院… 120日 通算…1,095日分限度

- 各給付金のお支払いは、責任開始期以後に発生した不慮の事故あるいは発病された疾病を直接の原因とした場合に限りま。
- 各入院・手術給付金のお支払いは、日本国内の病院または診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設において入院または手術されたときに限りま。
- 不慮の事故の日から180日経過後に開始した入院は疾病入院とみなします。
- 同一の不慮の事故または疾病を直接の原因として2回以上入院されたときは、1回の入院とみなします。ただし、退院後180日を経過して再び入院された場合は新たに入院とみなします。

●**災害入院給付金、疾病入院給付金またはガン入院給付金の支払事由が重複して生じた場合には、その重複した期間については、次のとおり取り扱います。**

- (1) 災害入院給付金と疾病入院給付金の支払事由が重複して生じた場合には、災害入院給付金が支払われる期間については、疾病入院給付金は支払いません。
- (2) 災害入院給付金とガン入院給付金の支払事由が重複して生じた場合には、ガン入院給付金が支払われる期間については、災害入院給付金は支払いません。
- (3) 疾病入院給付金とガン入院給付金の支払事由が重複して生じた場合には、ガン入院給付金が支払われる期間については、疾病入院給付金は支払いません。
- (4) 災害入院給付金、疾病入院給付金およびガン入院給付金の支払事由が重複して生じた場合には、ガン入院給付金が支払われる期間については、災害入院給付金および疾病入院給付金は支払いません。

●**日帰り入院について**

日帰り入院(入院日数が1日)とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいいます。病院または診療所に対する入院基本料の支払の有無などを参考にして当社が判断いたします。

●**手術給付特約について**

- 同時に2種類以上の対象となる手術を受けられた場合は、給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ給付金をお支払いいたします。
- *ファイバースコープによる手術などは60日に1回のみのお支払いとなります。屈折矯正手術(近視矯正手術など)および調節異常矯正手術(遠視矯正手術など)については、お支払いの対象となりません。

●**生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・II型〉について**

- 同一の生活習慣病を直接の原因として1日以上入院を含んで2回以上入院した場合は、1回の入院とみなします。ただし、退院後180日を経過して再び入院された場合は新たな入院とみなします。
- 対象となる生活習慣病は、約款別表22「対象となる生活習慣病」に定められた(1)から(5)までの5大生活習慣病となります。

●**死亡保険金不担保特約について**

- 死亡保険金不担保特約が付加されておりますので、死亡保険金がありません。そのため、死亡保険金の給付にかかわる保険料が、主契約の保険料から差し引かれています。
- この特約のみの解約はできません。

●**払いもどし金について**

- この保険は主契約の保険料払込期間中の払いもどし金がないしくみの保険です。このプランは主契約の保険料払込期間が終身のため払いもどし金がありません。
- この保険の特約の払いもどし金がありません。

●**保険料払込免除について**

- 次の場合に保険料のお払込みを免除します。
 1. 被保険者が、責任開始期以後の傷害、疾病またはガンによって所定の高度障害状態になったとき
 2. 被保険者が責任開始期以後に生じた不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態になったとき

保険料払込免除の対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

保険料払込免除の対象となる不慮の事故による障害状態

1. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
3. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
4. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
5. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
6. 10手指の用を全く永久に失ったもの
7. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
8. 10足指を失ったもの

- この保険には、しくみの上で満期保険金・配当金がなく、その分だけ保険料が安くなっています。
- この保険には、契約者貸付・保険料の立替・払済保険への変更のお取扱いはありません。
- この保険は、集団扱の疾病・医療保険です。したがってお申込みできるのは団体の所属員の方に限りま。
- この保険の申込に際しては、「ご契約のしおり〈抜粋〉」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をあわせてご確認ください。

この「重要事項説明書〈契約概要・注意喚起情報〉」は、ご契約の内容等に関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みされる保障内容がお客さまご自身の意向に沿ったものであることをご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

〈契約概要〉

この「重要事項説明書〈契約概要〉」は、ご契約の内容等に関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解の上、お申込みいただきますようお願いいたします。契約概要に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに保険用語の説明等については「パンフレット」「ご契約のしおり・約款」または「ご契約のしおり〈抜粋〉」に記載しておりますのでご確認ください。また、集団扱の場合、各集団毎に商品セット内容・保険料払込方法等を設定しておりますので、必ず該当箇所 **重要** を参照し、取扱の詳細を確認してください。

商品の仕組

保険商品の名称 入院保障保険（終身型 09）〈60日型〉（手術給付特約・生活習慣病入院給付特約（09）〈120日型・Ⅱ型〉・死亡保険金不担保特約（入院保障保険（終身型 09）用）付

特徴 病気やケガによる入院を終身保障する商品です。

仕組図 【主契約入院給付金日額 5,000円】
ご契約

主契約	疾病入院給付金	1日 5,000円	一生涯保障
	災害入院給付金	1日 5,000円	
	ガン入院給付金	1日 5,000円	

特約の有無・種類は各集団毎に設定されています。P1を参照してください。

死亡保険金不担保特約（入院保障保険（終身型 09）用）が付加されているため、死亡保険金はありません。

保険期間

保険期間は、終身です。

主なお支払事由とお支払限度

名称	お支払事由	お支払額	お支払限度
疾病入院給付金（※1）	ガン以外の疾病により1日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数	1入院60日 通算1,095日
災害入院給付金	所定の不慮の事故により180日以内に1日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数	1入院60日 通算1,095日
ガン入院給付金（※1）	所定のガンにより1日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数	お支払限度はありません

（※1）ガン入院給付金がお支払される場合、疾病入院給付金はありません。

- 契約者・被保険者の故意または重大な過失によるときなどの免責事由に該当した場合、給付金のお支払いはいたしません。
- 死亡保険金不担保特約（入院保障保険（終身型 09）用）が付加されているため、死亡保険金はありません。
- 責任開始期前の疾病・ガンや不慮の事故を原因とする場合、給付金のお支払いはいたしません。

保険料払込免除について

被保険者が所定の高度障害状態または所定の不慮の事故により180日以内に所定の障害状態に該当した場合、以後の保険料払込を免除します。

ご契約はそのまま継続いただけます。

お引受条件

主契約の入院給付金日額は5,000円のみとします。

保険料について

保険料は集団扱月払とします。

保険料は集団を通じて所定の方法により払い込んでいただきます。詳細はP3を参照してください。

集団から脱退後、当該集団を経由して保険料を払い込むことができない場合には、個人扱として口座振替により継続させることができます。

特約について

特約の種類および保障内容等の詳細はP3を参照してください。

契約者配当金について

この保険には配当金はありません。

解約と払いもどし金について

この保険を途中で解約された場合、保険料払込期間中の払いもどし金はありません。（保険料払込期間が終身の場合、払いもどし金はありません。）

〈注意喚起情報〉

- ・この「重要事項説明書〈注意喚起情報〉」は、ご契約の申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- ・この「重要事項説明書〈注意喚起情報〉」のほか、お支払い事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「パンフレット」「ご契約のしおり・約款」または「ご契約のしおり〈抜粋〉」に記載しておりますのでご確認ください。
- ・「保険金・給付金などが支払われない場合について」などお客様にとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。また、既契約の解約などを前提とした新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客様にとって不利益となる可能性がありますので十分にご検討をお願いいたします。

■クーリング・オフ制度について

- ・申込書を記入していただいた日、または第1回保険料相当額をお支払いいただいた日の、いずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込みの撤回または保険契約の解除をすることができます。この場合、お支払いいただいた金額をお返しいたします。ご契約の変更の場合は変更前のご契約に戻ります。

ただし、当社所定の医師の診査を受けられた場合など、お申込みの撤回またはご契約の解除のお取扱いができない場合があります。

<お申出方法>

- ・お申込みの撤回などは、郵便により前記の範囲内（8日以内の消印有効）にて〒108-8020東京都港区白金1-17-3アクサ生命保険株式会社契約部宛お申出ください。
- ・郵便（はがき、手紙）にはお申込みの撤回などを旨明記し、申込者などの氏名・住所・第1回保険料充当金額収証を受領している場合は記載の番号（表面右上）および取扱店名をご記入のうえ、申込書と同一印を押してください。

■告知について（Aタイプ用）

1. ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出し合って、相互に保障しあう制度であり、初めから健康状態の良くない方などが無条件に契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。したがって、生命保険ご契約者間の公平な契約引受の判断を目的として重要な事項をご記入いただくため告知書があります。もしも告知書に事実をご記入にならなかったり、ご記入いただいた内容が事実と違っていた場合には、ご契約が解除されたり、保険金や給付金などの支払を受けられないことがあります。なお、お申込の内容や今回告知いただきました内容によっては、補正告知書・健康診断書・医師の診断書などを追加で頂く場合がありますので、あらかじめご了承ください。
2. 当社の生命保険募集人などへ口頭でお話されただけでは告知をしていただいたことになりません。必ず被保険者様ご自身が告知書に記入することにより（医師扱の場合は診査医に口頭にて）告知をしてください。告知受領権は生命保険会社（会社所定の書面「告知書」）および生命保険会社が指定した医師が有しています。
3. 当社では、ご契約者間の公平性を保つため、被保険者様の健康状態に応じたお引受を行っております。傷病歴がある場合でも、その内容やお申込みされる保険種類によってはお引受することがあります。（お引受できないことや「特別保険料の付加」「保険金の削減支払」「特定疾病不払法」「特定部位不払法」などの契約条件・特別条件をつけてお引受けすることがあります。）
4. 当社の社員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険金・給付金などのご請求および保険料の払込免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。

- それぞれの告知項目について下表の留意事項をお読みのうえ、契約申込書兼告知書の被保険者告知欄にある「いいえ」または「はい」いずれか該当する方を必ず○で囲んで下さい。「はい」の場合、詳細記入欄に該当する内容を必ずご記入下さい。

※告知項目は団体・集団ごと使用する申込書タイプによって異なります。

最近の健康状態	告知項目	申込日より過去6ヵ月以内に、医師の診察・治療・投薬をうけたことがありますか また、その結果、検査・治療・入院・手術をすすめられたことがありますか
	留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●「申込日より過去6ヵ月以内に、医師の診察・治療・投薬をうけたこと」、「その結果、検査・治療・入院・手術をすすめられたこと」のいずれか1つでも該当の場合は「はい」と告知してください ●治療には食事療法、運動療法を含みます ●診察結果が病気やけがでなくても、医師に受診した事実がある場合は、上欄の告知事項に該当します
過去3年以内の健康状態	告知項目	申込日より過去3年以内に、病気やけがで、7日間以上の入院をしたこと、または手術をうけたことがありますか
	留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●「7日間以上の入院」とは、初診日から終診日までの期間が7日以上あることをいいます ●手術とは、切開術に限らず、内視鏡（ファイバースコープ）・カテーテル・放射線・レーザー光線・超音波・体外衝撃波療法（ESWL）等も該当します。また、日帰りで手術を受けた場合も上欄の告知事項に該当します
女性の場合	告知項目	申込日より過去3年以内に、妊娠・分娩に伴う異常で入院したり手術をうけたことがありますか（帝王切開を含む）
	留意事項	●妊娠・分娩に伴う異常とは、切迫早産、切迫流産、妊娠中毒症、早産、流産、死産、胎状奇胎、子宮外妊娠、帝王切開等をいいます

- ・告知いただく内容について、故意または重大な過失によって、当社が告知を求めた事項について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日（復活の場合は復活の責任開始の日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。責任開始の日から2年を経過していても、保険金や給付金の支払事由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

- ・ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金や給付金などをお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。（ただし、「保険金・給付金などの支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金などをお支払いまたは保険料のお払込みを免除することがあります。）この場合には、解約の際にお支払いする払いもどし金があればご契約者にお支払いします。

※なお、上記の「告知義務違反」によってご契約または特約を解除する場合以外にも、例えば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」など、特に重大な告知義務違反があった場合、詐欺による契約の取消しを理由として、当社は保険金・給付金などのお支払ができないことがあります。この場合、責任開始の日からの年数は問いません。また、すでにお払いいただいた保険料はお返しいたしません。

- 告知に関するお問合せ右記のお問合せ先までお申出ください。 アクサ生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター TEL 0120-568-093

■保障の責任開始期・契約日について

お申込みいただいたご契約を当社が承諾した場合には、告知と第1回保険料相当額のお払込みがともに完了したときから、当社はご契約上の責任を負います。団体扱・集団扱の場合、契約日は原則責任開始期の属する月の翌月1日となりますが、各団体・集団により異なります。生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。従いまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

■保険金・給付金などのお支払いについて

- ・お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」、「保険金等のご請求手続きとお支払いについて」「保険金等のご請求手続きとお支払いについて お支払いできる場合、お支払いできない場合の具体事例」、当社ホームページに記載しておりますので、ご確認ください。
- ・お客さまからのご請求に応じて、保険金・給付金などのお支払いを行う必要がありますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、すみやかに当社の営業店または当社のカスタマーサービスセンターにご連絡ください。
- ・当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができませんので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ・保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数の保険金・給付金・年金のお支払事由に該当することがありますので、十分ご確認ください。

■保険金・給付金などが支払われない場合について

次のような場合には、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

- ・責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合
※なお、約款に特に定めがない限り、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。ご契約に特別条件が適用されている場合でも同様です。
- ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取消しとなった場合
- ・保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときなど重大事由によりご契約または特約が解除された場合
- ・保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- ・保険契約について詐欺により取消しとなった場合や、保険金・給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
- ・保険金・給付金などの免責事由に該当した場合（例：責任開始の日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、受取人等の故意または重大な過失による支払事由該当など）

また、保険料払込免除が適用される保険種類では、ご契約者の故意または重大な過失などの免責事由により被保険者が保険料の払込免除の事由となる障害状態になられた場合には、保険料のお払込みを免除いたしません。

■保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等について

- ・保険料は払込期月（保険料をお払込みいただく月）内にお払込みください。払込期月内にお払込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- ・お払込みの猶予期間は、
月払契約・・・払込期月の翌月初日から末日まで
年払・半年払契約・・・払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日（契約応当日がない場合は、その月の末日）まで（ただし、契約応当日が2月・6月・11月の各末日の場合には、それぞれ4月・8月・1月の各末日までです。）
- ・前記の猶予期間が過ぎますと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から効力を失います（ご契約の失効）。失効になりますと保険金などのお支払事由が発生しても保険金などのお支払いはできません。
- ・いったん失効したご契約でも、失効後3年以内であれば、ご契約の復活を申込むことができます。この場合、告知（ご契約によっては診査）と、失効している期間の保険料（およびその利息）のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては、復活できない場合があります。
- ・ご契約の復活を当社が承諾した場合には告知と延滞保険料のお払込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。

■解約と払いもどし金について

- ・この保険を途中で解約された場合、保険料払込期間中の払いもどし金はありません。（保険料払込期間が終身の場合、払いもどし金はありません。）

■ご契約時にお約束した保険金額などが削減される場合

- ・保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- ・当社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、給付金額などが削減されることがあります。保険契約者保護措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820
「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午 午後1時～午後5時」
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

■新たな保険契約への乗り換えについて

～現在ご契約の保険契約の解約、減額を前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ～

現在ご契約の保険契約を解約、減額されるときには、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。

- ・多くの場合、払いもどし金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払いもどし金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当金の請求権などを失うことになる場合があります。
- ・一般のご契約と同様に告知義務があります。
「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始の日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定の適用対象となります。また、詐欺などによる契約の取消しの規定についても、新たなご契約の締結に際しての行為がその適用の対象となります。よって、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、あるいはその告知をされなかったことにより前記のとおりご契約が解除・取消しとなることもありますので、ご留意くださいますようお願いいたします。
- ・新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによりお引受けをお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始期前の発病などの場合には、保険金などが支払われないことがあります。

■ご契約に関する手続き・相談・苦情窓口について

- ・生命保険のお手続きやご契約に関する相談につきましては、パンフレット記載の当社営業店へご連絡ください。
- ・ご契約に関する苦情につきましては、当社の営業店または当社カスタマーサービスセンター（お客様相談グループ（TEL：0120-030-775 受付時間：9：00～17：00 土・日・祝日、年末年始の当社休業日を除く）へご連絡ください。

■指定紛争解決機関について

- ・この商品に係る指定紛争解決機関は（社）生命保険協会です。
- ・（社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp/>）
- ・なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

〈その他重要なお知らせ〉

お申込みに際しての意向確認について

お申込みの際には、「重要事項説明書〈契約概要・注意喚起情報〉」およびパンフレットに記載の保障内容・保険金額・保険料等をご覧いただき、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。

◆本保険のお申込みをいただくお客様の意向は次のものに相違ないかご確認ください。

医療保障…入院時の医療保障

◆お客様に特にご確認いただきたい事項

1. 保障内容（保険金・給付金等の支払事由）は、ご意向に沿ったものになっていますか。
2. 保障金額（保険金額・給付金額）および保険料額は、ご意向に沿ったものになっていますか。
3. 保障期間（保険期間）および保険料払込期間は、ご意向に沿ったものになっていますか。
4. 配当の有無は、ご意向に沿ったものになっていますか。

個人情報のお取扱いについてあらかじめご契約者・被保険者の方のご同意が必要な事柄を記載しておりますので、ご了承いただいたうえでお申込みください。

■個人情報に関するお取扱いについて —ご契約者および被保険者の皆さまへ—

当社は、個人情報の取扱い方針として「プライバシーポリシー」を定め、申込書記載事項その他から知り得たお客様の個人情報を適切に取り扱うとともに、正確性・機密性の保持に努めております。「プライバシーポリシー」の内容は、当社ホームページにてご確認ください。

アクサ生命ホームページ <http://www.axa.co.jp/life/>

なお、以下の点につきましてあらかじめ同意いただいたうえでお申込みください。

1. 情報を収集・利用する目的

当社では、お客さまに関する情報を、次のような目的のために利用いたします。

- ・保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
- ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理
- ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ・その他保険に関連・付随する業務

(注) 保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、その利用目的が業務の適切な運営の確保その他必要と認められる場合に限定されています。

2. 再保険について

当社は、お客さまの保険契約について、引受けリスクを適切に分散させるために再保険（再々保険以降の出再を含む。以下「再保険」）を行うことがあります。その場合、再保険の引受け、維持・管理に必要な個人情報を再保険会社に対し提供することがあります。

3. 団体などでご契約される場合

団体取扱（第1種）特約、団体取扱（第2種）特約、事業保険特約、集団扱特約、特別集団扱特約の各特約のいずれかが付加された場合、当社は、それぞれの特約に基づく協約を締結した団体や集団（以下「団体等」）に対して、契約者氏名、被保険者氏名、性別、生年月日、保険料、保険金額などの各協約に基づく事務取扱いのために必要な個人情報を提供します。なお、団体等が各協約に基づく事務取扱いの全部または一部を他に委託する場合は、当該委託先にも提供されます。

4. 契約内容登録制度・契約内容照会制度、支払査定時照会制度について

当社は、生命保険協会加盟の各保険会社および特定の共済団体とともに、「契約内容登録制度（契約内容照会制度）」・「支払査定時照会制度」に基づき、保険契約等に関する所定の情報を共同して利用しております。詳しい内容については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

5. お客さま自身に関する個人情報の開示請求について

お客さまが、ご自身に関する情報について個人情報保護法に基づく開示等をご請求される場合は、当社カスタマーサービスセンターへお申し出のうえ当社所定の請求書類等をご提出ください。

(個人情報に関するお問い合わせ)

TEL：03-5789-1309（受付時間：9：00～17：00。土・日・祝日、年末年始の当社休業日を除く）

お申込みにあたっては、以下の内容についても必ずご確認ください、ご了承いただいたうえで所定のお手続きをいただきますようお願い申し上げます。

■申込書の記入について

申込書・告知書は重要な書類です。申込書はご契約者ご自身（被保険者欄は被保険者ご自身）、告知書（告知欄）は被保険者ご自身でご記入ください。

また、ご記入後は今一度内容を十分お確かめのうえ、ご署名・ご押印をお願いします。

■時効による請求権の消滅

保険金または給付金などをご請求する権利は、3年間ご請求がない場合に消滅します。

■集団扱で保険料をお払込みの場合のご注意

この保険は集団扱でのお取扱いとなりますので、当該集団の所属員（会員、組合員を含む）・構成員以外の方はご契約できません。また、勤務先などの集団から脱退し、当該集団の所属員・構成員でなくなった後、当該集団を経由して保険料を払い込むことができない場合には、他のお払込方法（経路）に変更が必要となりますので、すみやかに当社へご連絡ください。この場合、保険料を個人扱料率・他のお払込方法（経路）に変更してご契約を継続させることができます。

■生命保険募集人の販売資格の確認について

当社の担当者（生命保険募集人）の販売資格などに関しまして確認をご希望の場合には、下記の当社営業店または当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

カスタマーサービスセンター TEL：03-5789-1310（受付時間：9:00～17:00。土・日・祝日、年末年始の当社休業日を除く）

引受保険会社

取扱募集代理店・お問合せ先

財団法人 全国中小企業共済財団

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12
TEL 03-3264-1511 FAX 03-3239-1978

取扱店

アクサ生命保険株式会社 東京法人営業部

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー
TEL 03-6737-7440

アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー
TEL 03-6737-7777（代表）